

介護職員処遇改善加算説明会資料

平成 29 年 3 月 22 日

神奈川県保健福祉局福祉部高齢福祉課

目次

1	基本的考え方	P 1
2	平成 29 年度介護報酬改定における主な改正点	
3	加算率等	P 2
4	介護職員処遇改善加算取得促進特別事業補助金	P 4
5	届出・実績報告	
6	Q & A (平成 29 年 3 月 22 日版)	P 5
7	介護職員処遇改善加算の区分	P 6
8	介護職員処遇改善加算 (拡充後) におけるキャリアアップ 仕組みのイメージ	P 7
9	介護職員処遇改善加算の計画書の提出について	P 8
10	介護職員処遇改善加算計画書 (記載例)	P 9
11	介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業費補助金 交付要綱 (案)	P15

介護職員処遇改善加算説明会資料

1 基本的考え方

- 介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の制度を継続するために、平成24年度から交付金を円滑に介護報酬に移行し、介護職員の賃金に充てることを目的に創設されたものです。
- 交付金を受けていた事業者・施設は、原則として交付金による賃金改善の水準を維持することが求められます。
- 平成27年度介護報酬改定の目的は次のとおりです。
介護保険事業者が介護職員の能力を向上させる取り組み及び雇用管理をより一層改善する取り組みを実施することによって、介護職員は積極的に自分の能力を向上させ、キャリアアップを図ることに加えて、介護職員自身も研修等の機会を積極的に活用することによって自らの能力を高めることを、目的とします。
このような取り組みによって、介護職員の社会的・経済的評価が高まることが期待できることから、介護保険事業者に対してこれらの取組を一層促進してもらうように、加算の範囲が拡充されました。
- さらに、今回、平成29年度の介護報酬改定においては、介護人材が職場に定着することが重要視されていること、そのためには介護保険事業者が昇給と結びついたキャリアアップの仕組みを示すことを目的とし、これらの取り組みを実施した介護保険事業者に対して、更なる加算の拡充を行うこととされました。

2 平成29年度介護報酬改定における主な改正点

- 平成29年4月に新設する「加算Ⅰ」を取得すれば介護職員1人当たり月額3万7千円相当の加算が受け取れます。
【新設の加算（加算Ⅰ）の算定要件】
従来のキャリアパス要件Ⅰ、Ⅱと、新設されたキャリアパス要件Ⅲの全てを満たす必要があります。また、職場環境要件（平成27年4月以降実施する取組）を満たす必要があります。
 - (1) キャリアパス要件Ⅰ（P6）
 - イ 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 - ロ イの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。
 - (2) キャリアパス要件Ⅱ（P6）
 - イ 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
 - ロ イの内容について、全ての介護職員に周知していること。
 - (3) キャリアパス要件Ⅲ
次のイ及びロの全てに適合すること。
 - イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次の一から三までのいずれかに該当する仕組みであること。
 - 一 経験に応じて昇給する仕組み
「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること
 - 二 資格等に応じて昇給する仕組み
「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
 - 三 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み
「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること
 - ロ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次の一から三までのいずれかに該当する仕組みであること。
 - 一 経験に応じて昇給する仕組み
「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること
 - 二 資格等に応じて昇給する仕組み
「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
 - 三 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み
「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること

と。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
 ロ イの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

【キャリアパス要件Ⅲの例】

- ①経験に応じて昇給する仕組みの例
 - ・勤続年数3年までの者は、基本給として月額28万円を支給する。
 - ・勤続年数3年から6年までの者は、基本給として月額32万円を支給する。
- ②資格等に応じて昇給する仕組みの例
 - ・資格のない者は、基本給として月額28万円を支給する。
 - ・介護福祉士の資格を有する者は基本給として月額32万円を支給する。
- ③評価に応じて昇給する仕組みの例
 - ・人事評価でB評価以下の者は、基本給として月額28万円を支給する。
 - ・人事評価でA評価以上の者は、基本給として月額32万円を支給する。
- ④周知の方法
 - ・就業規則を書面で整備し、説明会を実施する。

(4) 職場環境等要件

平成27年4月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除きます。）について、介護職員へ周知することが必要です。

- a 資質の向上－研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動など
- b 職場環境・処遇の改善－子育てとの両立を目指す人のための育児休業制度の充実、事業所内保育施設の整備など
- c その他－非正規職員から正規職員への転換など

3 加算率等

(1) 加算算定対象サービス

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率				
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・（介護予防）訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	加算Ⅲにより算出した単位（1単位未満の端数四捨五入）×0.9	加算Ⅲにより算出した単位（1単位未満の端数四捨五入）×0.8
・（介護予防）訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%		
・（介護予防）通所介護 ・地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%		
・（介護予防）通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%		
・（介護予防）特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%		
・（介護予防）認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%		
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%		
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%		
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・（介護予防）短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%		
・介護老人保健施設 ・（介護予防）短期入所療養介護（老健）	3.9%	2.9%	1.6%		

<ul style="list-style-type: none"> ・介護療養型医療施設 ・（介護予防）短期入所療養介護（病院等（老健以外）） 	2.6%	1.9%	1.0%		
--	------	------	------	--	--

(2) 加算算定対象外サービス

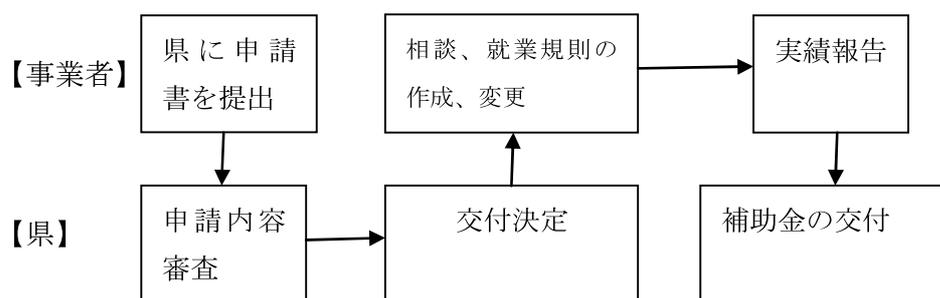
サービス区分	加算率
<ul style="list-style-type: none"> ・（介護予防）訪問看護 ・（介護予防）訪問リハビリテーション ・（介護予防）福祉用具貸与 ・特定（介護予防）福祉用具販売 ・（介護予防）居宅療養管理指導 ・居宅介護支援 ・介護予防支援 	0%

(3) キャリアパス要件等の適合状況に応じた区分

区分	算定要件	要件適合状況 (○=適合、×=不適合)			加算額の算定方法
		パターンA	パターンB	パターンC	
I	キャリアパス要件I	○	/	/	地域単価×介護報酬総単位数（基本単位＋各種加算減算）×サービス区分別の加算Iの加算率
	キャリアパス要件II	○	/	/	
	キャリアパス要件III	○	/	/	
	職場環境等要件	○	/	/	
II	キャリアパス要件I	○	/	/	地域単価×介護報酬総単位数（基本単位＋各種加算減算）×サービス区分別の加算IIの加算率
	キャリアパス要件II	○	/	/	
	キャリアパス要件III	×	/	/	
	職場環境等要件	○	/	/	
III	キャリアパス要件I	○	×	/	地域単価×介護報酬総単位数（基本単位＋各種加算減算）×サービス区分別の加算IIIの加算率
	キャリアパス要件II	×	○	/	
	キャリアパス要件III	×	×	/	
	職場環境等要件	○	○	/	
IV	キャリアパス要件I	○	×	×	地域単価×介護報酬総単位数（基本単位＋各種加算減算）×サービス区分別の加算IIIの加算率×0.9
	キャリアパス要件II	×	○	×	
	キャリアパス要件III	×	×	×	
	職場環境等要件	×	×	○	
V	キャリアパス要件I	×	×	×	地域単価×介護報酬総単位数（基本単位＋各種加算減算）×サービス区分別の加算IIIの加算率×0.8
	キャリアパス要件II	×	×	×	
	キャリアパス要件III	×	×	×	
	職場環境等要件	×	×	×	

4 介護職員処遇改善加算取得促進特別事業補助金

- 対象事業所が介護職員処遇改善加算の取得を促進するために、キャリアパス要件を設定するにあたり、社会保険労務士に対して就業規則の作成等に係る相談を行った場合に、補助金を交付します。
- 補助金の交付額は、1回の相談に当たり2万円を上限として支給します。
- 相談回数は2回までとします。
- 補助金の交付は予算の範囲内で行い、申請書は先着順で受け付けます。
- 詳細については、決定次第追ってご案内します。
- 補助金申請の流れ



5 届出・実績報告

- 介護職員処遇改善加算を算定しようとする場合は、他の加算と異なり、年度ごとに事前の届出と、事後の実績報告が必要となります。
- 神奈川県に届出をいただく事業者は以下のとおりです。
 - ・政令指定都市、中核市（横須賀市）を除く神奈川県内の各市町村に事業所を有する事業者。
 - ・地域密着型通所介護等、市町村が所管するサービスだけを展開する事業所だけを有する場合は所管する市町村に提出してください。
 - ・地域密着型通所介護と介護予防介護等、所管が市町村と県をまたがる場合には、両者に提出してください。
 - ・市町村が所管する総合事業が開始されている場合は、従来型の介護予防サービスに該当する場合は一体運営できますので、両サービスを併せて算定します。これに対して、緩和型サービスに該当する場合は、一体運営ができませんので、それぞれ個別に算定してください。
 - ・都道府県をまたいで事業所を有する場合には、各都道府県に対して提出してください。
 - ・複数の都道府県、市町村に対して提出する場合は、所管する都道府県、市町村の様式を用いて作成、提出してください。この場合、他の都道府県、市町村に対して提出した（する）届出書のコピーを添付してください。
- 介護職員処遇改善加算を算定した場合、賃金水準を維持する必要があります。ただし、経営状況の悪化等の理由で、一時的に賃金水準を維持できない場合には、特別事情届出書を提出してください。
- 届出・実績報告の方法については、次の場所に掲載されている文書を確認してください。
 - ウェブサイト 介護情報サービスかながわ
 - 書式ライブラリ（書式／通知）
 - 0. 介護職員処遇改善加算
 - <http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=19>
- キャリアパスについては、次に掲げる会議の資料を参照してください。

Q & A（平成29年3月22日版）

問1 賃金改善を行う方法としてどのような記載が適切か。

（答）

①賃金改善とみなすことができる記載

基本給のベースアップ、定期昇給、手当、賞与、一時金、賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分 等

なお、基本給による賃金改善が望ましいとされています。

②賃金改善とみなすことができない記載

福利厚生費、退職手当、職員の増員、交通費、研修費、資格取得費用（テキスト購入等）、健康診断費、講習会受講料 等

問2 法人の役員が介護業務を行っている場合、加算対象となるのか。

（答）

法人の役員であっても、介護職員の業務に従事している場合には対象となります。ただし、この場合、この役員に役員報酬ではなく「給与」が支払われており、人事配置表（「介護職員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」）の中に「介護職員」と記載されている必要があります。

問3 一部の介護職員を対象としない（例：一時金で処遇改善を行う場合、「一時金支給日まで在籍している者のみに支給する（支給日前に退職した者には全く支払われない）」）ことは可能か。

（答）

加算の算定要件は「賃金改善額が加算額を上回る」ことであり、事業所（法人）全体での賃金改善が要件を満たしていれば、一部の介護職員を対象としないことは可能です。

ただし、あらかじめ賃金改善の対象者、支払いの時期、要件、賃金改善額等について計画書等に明記し、全ての介護職員に周知してください。

また、介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について書面を用いる等の方法により分かりやすく説明してください。

問4 賃金改善実施期間はどのように設定すればよいのか。

（答）

原則4月（年度の途中で加算の算定を受ける場合、当該加算を受けた月）から翌年の3月までとなりますが、次の条件を満たす期間の中で選択することもできます。

- ・ 月数は加算算定月数と同じでなければならない。
- ・ 当該年度における最初の加算対象月（年度当初より加算を算定する場合は4月）から当該年度における最終の加算支払月の翌月（翌年6月）までの間の任意の連続する月でなければならない。
- ・ 各年度において重複してはならない。

問5 実績報告時において賃金改善額が加算額を下回りそうな場合、どのように対応すべきか。

（答）

賃金改善額が加算額を下回るとは想定されないため、一時金や賞与としての支給により、賃金改善額が加算額を上回るようにしてください。

介護職員処遇改善加算（拡充後）におけるキャリアアップの仕組みのイメージ

職位・職責・職務内容等に応じた賃金体系

職位	月給例
主任	36万円
班長	32万円
一般	28万円

どのような場合に昇給するのかが必ずしも明らかでない。

事業者において以下の①～③のいずれかに応じた昇給の仕組みを設けることを新たに要件とする

（就業規則等の明確な根拠規定の書面での整備 全ての介護職員への周知を含む）※昇給の方式は、基本給、手当、賞与等を問わない。

① 経験

職位	勤続年数	月給例
主任	6年～	36万円
班長	3～6年	32万円
一般	～3年	28万円

② 資格

職位	資格	月給例
主任	事業者が指定する資格を取得	36万円
班長	介護福祉士	32万円
一般	資格なし	28万円

③ 評価

職位	実技試験の結果	月給例
主任	班長試験でS評価	36万円
班長	一般試験でA評価以上	32万円
一般	一般試験でB評価以下	28万円

現行の加算

新加算

※1 「経験」…「勤続年数」などを想定。
 ※2 「資格」…「介護福祉士」「実務者研修修了者」などを想定。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
 ※3 「評価」…「実技試験」「人事評価」などを想定。ただし、客観的な評価（採点）基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

介護職員処遇改善加算の区分

<p>加算(I) (新規) (月額3万7千円相当)</p>	<p>加算(II) (※旧加算(I)) (月額2万7千円相当)</p>	<p>加算(III) (※旧加算(II)) (月額1万5千円相当)</p>	<p>加算(IV) (※旧加算(III)) (加算(III)×0.9)</p>	<p>加算(V) (※旧加算(IV)) (加算(III)×0.8)</p>	<p>算定要件</p>
<p>キャリアパス要件 I 及び キャリアパス要件 II 及び <u>キャリアパス要件 III</u> + 職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)</p>	<p>キャリアパス要件 I 及び キャリアパス要件 II + <u>職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)</u></p>	<p>キャリアパス要件 I 又は キャリアパス要件 II + 職場環境等要件を満たす</p>	<p>キャリアパス要件 I キャリアパス要件 II 職場環境等要件 のいずれかを満たす</p>	<p>キャリアパス要件 I キャリアパス要件 II 職場環境等要件 のいずれも満たさず</p>	

(注) 「キャリアパス要件 I」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
「キャリアパス要件 II」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
「キャリアパス要件 III」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること
「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること
※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

介護職員処遇改善加算の計画書の提出について

1 計画書の提出

(1) 都道府県知事への届出

通常、加算を取得しようとする介護サービス事業者は、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに、事業所等ごとに、提出することになっていますが、平成29年度は介護職員処遇改善加算の制度変更が行われたことから、平成29年度当初から加算を取得しようとする場合は、4月17日(月)までに介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を提出してください。

※国の通知では提出期限が4月15日になっておりましたが、同日が土曜日であることから、提出期限を4月17日(月)とします。

(イ) 介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、一括して届け出ることができます。

(ウ) 年度の途中で加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、加算を取得しようとする月の前々月の末日までに提出してください。

(2) 介護職員処遇改善計画書の作成

① 賃金改善計画の記載

次のaからdまでに掲げる記載事項等について、別紙様式2により作成し、届け出てください。

- a 加算の見込額 (別紙様式2の(1)③)
- b 賃金改善の見込額 (別紙様式2の(1)④)
- c 賃金改善実施期間 (別紙様式2の(1)⑦)
- d 賃金改善を行う賃金項目及び方法 (別紙様式2の(1)⑧)

② 必要書類の添付

介護職員処遇改善計画書に併せて、以下に掲げる書類(以下「計画書添付書類」という。)を添付し、届け出てください。

イ 労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条に規定する就業規則(賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程、下記③のキャリアパス要件Ⅰに係る任用要件及び賃金体系に関する規程、キャリアパス要件Ⅲに係る昇給の仕組みに関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含みます)

ロ 労働保険に加入していることが確認できる書類(労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等)

③ キャリアパス要件等に係る記載

キャリアパス要件等については、算定要件に応じて、介護職員処遇改善計画書に記載して届け出てください。

介護職員処遇改善計画書(平成 29 年度届出用)

事業所等情報

介護保険事業所番号

別紙様式 2 (添付書類 1) 事業所等一覧表のとおり

事業者・開設者 (法人の名称)	フリガナ 名称	マルサンカクカイゴカブシキガイシャ ○△介護株式会社			
主たる事務所の 所在地	〒	神奈川県 横浜市 横浜市中区日本大通 1			
	電話番号	FAX 番号			
事業所等の名称	フリガナ 名称	別紙様式 2 (添付書類 1) 事業所等一覧表のとおり		提供する サービス	別紙様式 2 (添付書類 1) 事業所等一覧表のとおり
	フリガナ 名称	別紙様式 2 (添付書類 1) 事業所等一覧表のとおり			
事業所の所在地	〒	【事業者指定申請 (又は変更届出) のとおり】			
	電話番号	【事業者指定申請(又は変更届出)のとおり】		FAX 番号	【事業者指定申請(又は変更届出)のとおり】

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①	算定する介護職員処遇改善加算の区分 (該当する区分の左側に○印を記載)	○ 加算 I	加算 II	加算 III	加算 IV	加算 V
②	介護職員処遇改善加算算定対象月	平成 29 年 4 月 ~ 平成 30 年 3 月				
③	平成 29 年度介護職員処遇改善加算の見込額					1,245,500 円
④	賃金改善の見込額 (i - ii)					1,250,000 円
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)					22,250,000 円
	ii) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額					21,000,000 円
加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する場合						
⑤	平成 年度介護職員処遇改善加算の見込額 (加算(I)と加算(II)の比較)					円
⑥	賃金改善の見込額 (iii - iv)					円
	iii) 加算(I)の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)					円
	iv) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額					円
賃金改善の方法について						
⑦	賃金改善実施期間	平成 29 年 4 月 ~ 平成 30 年 3 月				
⑧	※原則各年 4 月～翌年 3 月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてならない。 賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目 (増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類 (基本給、手当、賞与等) 等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。) 常勤：基本給の増額分として、1 人平均○円、合計△円支給した。 非常勤：1 時間当たり賃金増額分として、1 人平均□円支給した。 また、賃金改善にかかる法定福利費等の事業主負担分の増額分について○○円充当した。					

- ※ 加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
- ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④が③以上又は⑥が⑤以上でなければならないこと。
- ※ ④ ii)、⑥ iv) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 - 添付書類 1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表 (指定権者毎)
 - 添付書類 2：各都道府県内の指定権者 (当該都道府県を含む。) の一覧表 (都道府県毎)
 - 添付書類 3：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

(2) キャリアパス要件について

次の内容についてあてはまるものに○をつけること。								
要件Ⅰ	次の①から③までのすべての要件を満たす。 ① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。 ② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。 ③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。	該当 ○ 非該当						
	※ 非該当の場合、①から③までの要件を全て満たすことのできない理由							
要件Ⅱ	次の④及び⑤の要件を満たす。	該当 ○ 非該当						
	④ 介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標							
	⑤ ④の実現のための具体的な取り組みの内容 (該当するもの全てに○をつけること。)	<table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td>資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について下記に記載すること (職場研修 (講義形式によるもの及び OJT による実技指導を実施する))</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>資格取得のための支援の実施 ※当該支援の内容について下記に記載すること ()</td> </tr> </table>	ア	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について下記に記載すること (職場研修 (講義形式によるもの及び OJT による実技指導を実施する))	イ	資格取得のための支援の実施 ※当該支援の内容について下記に記載すること ()		
ア	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について下記に記載すること (職場研修 (講義形式によるもの及び OJT による実技指導を実施する))							
イ	資格取得のための支援の実施 ※当該支援の内容について下記に記載すること ()							
要件Ⅲ	次の⑥及び⑦の要件を満たす。	該当 ○ 非該当						
	⑥ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。							
	⑦ ⑥に該当する具体的な仕組みの内容 (該当するもの全てに○をつけること。)	<table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td>経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</td> </tr> </table>	ア	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。	イ	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。	ウ	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
ア	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。							
イ	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。							
ウ	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。							

※ 就業規則等 (給与規程や要件Ⅰ及びⅢの適合状況を確認できる書類を就業規則と別に作成している場合はそれらの書類を含む。)を添付すること。

(3) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

加算 (Ⅰ・Ⅱ) については平成27年4月以降の、加算 (Ⅲ・Ⅳ) については平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず全てに○をつけること (ただし、記載するにあたっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)	
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する者への実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援 (研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む) 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 キャリアパス要件に該当する事項 (キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る) その他 ()
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> 新人介護職員の早期離職のためのエルダー・メンター (新人指導担当者) 制度等導入 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ICT活用 (ケア内容や申し送り事項の共有 (事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む) による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等) による業務省力化 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 その他 ()
その他	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 中途採用者 (他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等) に特化した人事制度の確立 (勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等) 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 非正規職員から正規職員への転換 職員の増員による業務負担の軽減 その他 ()

※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

平成 29 年 4 月 10 日 (法 人 名) 株式会社 ○
(代表者名) △△ △△ 印

介護職員処遇改善計画書（指定権者内事業所一覧表）

法人名		○△介護株式会社			
都道府県名 神奈川県		（県の指定を受けた事業所名を記載すること）			
介護保険事業所番号	事業所の名称	サービス名	介護職員処遇改善加算見込額	賃金改善の見込額	
1 1 4 0 0 0 0 0 0 0 0	○介護事業所	訪問介護	517,500 円	519,300 円	
2 1 4 0 0 0 0 0 0 0 0	○介護事業所	介護予防訪問介護	112,500 円	113,200 円	
3 1 4 9 9 9 9 9 9 9 9	△介護事業所	通所介護	512,500 円	513,200 円	
4 1 4 9 9 9 9 9 9 9 9	△介護事業所	介護予防通所介護	103,000 円	104,300 円	
5			円	円	
6			円	円	
7			円	円	
8			円	円	
9			円	円	
10			円	円	
11			円	円	
12			円	円	
13			円	円	
14			円	円	
15			円	円	
16			円	円	
17			円	円	
18			円	円	
19			円	円	
20			円	円	
21			円	円	
22			円	円	
23			円	円	
24			円	円	
25			円	円	
26			円	円	
27			円	円	
28			円	円	
29			円	円	
30			円	円	
合計		—	1,245,500 円	1,250,000 円	

事業所ごとに必要項目を記載してください。
1つの事業所で複数サービスを提供している場合は、各サービスごとに記載してください。

※ 計画書を届け出る指定権者（都道府県又は市区町村）毎に記載すること。

※ A及びBは別紙様式2添付書類2の当該指定権者における金額と一致しなければならない。

↑ A

↑ B

介護職員処遇改善計画書 (都道府県状況一覧表)

法人名		○△介護株式会社	
都道府県	介護職員処遇改善加算の見込額	賃金改善所要見込額	
北海道	円	円	円
青森県	円	円	円
岩手県	円	円	円
宮城県		円	円
秋田県		円	円
山形県		円	円
福島県		円	円
茨城県		円	円
栃木県	円	円	円
群馬県	円	円	円
埼玉県	円	円	円
千葉県	円	円	円
東京都	円	円	円
神奈川県	円	円	円
新潟県	円	円	円
富山県	円	円	円
石川県	円	円	円
福井県	円	円	円
山梨県	円	円	円
長野県	円	円	円
岐阜県	円	円	円
静岡県	円	円	円
愛知県	円	円	円
三重県	円	円	円
滋賀県	円	円	円
京都府	円	円	円
大阪府	円	円	円
兵庫県	円	円	円
奈良県	円	円	円
和歌山県	円	円	円
鳥取県	円	円	円
島根県	円	円	円
岡山県	円	円	円
広島県	円	円	円
山口県	円	円	円
徳島県	円	円	円
香川県	円	円	円
愛媛県	円	円	円
高知県	円	円	円
福岡県	円	円	円
佐賀県	円	円	円
長崎県	円	円	円
熊本県	円	円	円
大分県	円	円	円
宮崎県	円	円	円
鹿児島県	円	円	円
沖縄県	円	円	円
全国計	円	円	円

複数の県にまたがり算定する場合に提出
が必要です。

※ FはEを上回らなければならない。

介護職員処遇改善加算チェック表及び誓約書 (加算I)

法人名称			
項目 (算定要件)			適否
(1)	介護職員の賃金 (退職手当を除く。) の改善 (以下「賃金改善」という。) に要する費用の見込額 (賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。) が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていますか。		はい・いいえ
(2)	指定〇〇事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、関係各指定権者 (※) に届け出ていますか。		はい・いいえ
(3)	介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施することとしていますか。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準 (本加算による賃金改善分を除く。) をやむを得ず見直すこととしている場合、その内容について関係各指定権者に届け出ていますか。		はい・いいえ
(4)	当該指定〇〇事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を関係各指定権者 (※) に報告することとしていますか。		はい・いいえ
(5)	算定日が属する月の前12月間において、労働基準法 (昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号)、最低賃金法 (昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)、雇用保険法 (昭和49年法律第116号) その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていませんか。		はい・いいえ
(6)	指定〇〇事業所において、労働保険料 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年法律第84号) 第10条第2項に規定する労働保険料をいう。) の納付が適正に行われていますか。		はい・いいえ
(7)	加算Iの場合はア～エのいずれにも適合していますか。		はい・いいえ
	ア	① 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件 (介護職員の賃金に関するものを含む。) を定めていること。	
		② ①の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。	
	イ	① ア①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系 (一時金等の臨時的に支払われるものを除く。) について定めていること。	
		② ①の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。	
	ウ	① 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。	
② ①について、全ての介護職員に周知していること。			
エ	① 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。		
	② ①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。		
(8)	加算I	平成27年4月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善 (賃金改善を除く。) の内容 (別紙様式2 介護職員処遇改善計画書「(3) 職場環境等要件について」の表に記載されている事項を1つ以上) を全ての介護職員に周知していますか。	はい・いいえ

上記加算の要件を満たさないことが明らかになった場合、速やかに加算の届出を取り下げを誓います。

平成 年 月 日

法人名称 ○△介護株式会社

法人代表者職名・氏名 代表取締役 ○△ □

法人代表者印

介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護サービス事業所に勤務する介護職員の処遇を改善することを目的として設けられた介護職員処遇改善加算について、各事業所における取得を促進するため、各事業所がキャリアパス要件を設定するにあたり、社会保険労務士へ就業規則等の作成に関する相談を実施した際に生じる経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 介護サービス事業所とは、神奈川県（指定都市を除く。）に所在する介護職員処遇改善加算の算定対象サービスの指定を受けている又は受けようとする事業所（以下「対象事業所」という。）であり、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与並びに介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与並びに居宅介護支援及び介護予防支援は対象外である。
- (2) 処遇改善加算の対象となる介護職員とは、前号の対象事業所において勤務する訪問介護員等の介護従業者であり、送迎職員等の他の職種のみに従事している者は対象外とする
- (3) キャリアパス要件とは、介護職員処遇改善加算を取得するための条件であり、以下の3種類がある。
 - ① キャリアパス要件Ⅰは、職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備することをいう。
 - ② キャリアパス要件Ⅱは、資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保することをいう。
 - ③ キャリアパス要件Ⅲは、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けることをいう。
- (4) 指定都市とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）にいう指定都市のうち、横浜市、川崎市及び相模原市をいう。

(補助額の算出方法等)

第3条 補助額の算出方法は、次によるものとする。

介護サービス事業所が、社会保険労務士にキャリアパス要件に即した就業規則の策定について相談した際に支払う費用に対して、1回の相談に当たり2万円を上限とし、相談回数は2回までとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 次の経費は補助の対象外とする。

(1) 消費税及び地方消費税

(2) 保険料

(3) その他本事業の趣旨から相当とは認められない費用

(申請書の提出期日等)

第4条 規則第3条第1項の規定による介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業費補助金交付申請書の提出期日は当該年度の1月末日までとする。

2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書(第1号様式)に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 第1号様式付表

(2) 社会保険労務士に相談する前の就業規則

(暴力団排除)

第5条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第6条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更若しくは中止又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第7条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、変更(中止、廃止)承認申請書(第2号様式)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から14日を経過した日までとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業実績報告書(第3号様式)に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 社会保険労務士相談証明書(第3-1号様式)
- (2) 社会保険労務士費用支払証明書
- (3) キャリアパス要件に即した就業規則
- (4) 介護職員処遇改善加算届出書の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 前項の提出期限が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、当該日の直後の休日でない日とする。

(書類の整備等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であつて、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第11条 補助事業者は、住所又は氏名(法人にあつては、法人又は代表者氏名)を変更したときは、すみやかに文書をもつてその旨を知事に届け出なければならない。

(その他)

第12条 補助事業を活用した介護サービス事業所は、介護職員の処遇改善のため、速やかに介護職員処遇改善加算の届出を行うものとする。

2 本事業は予算の範囲内で行うものとし、申請書は先着順に受け付ける。

3 交付決定前の相談は補助対象としない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

神奈川県知事 様

住 所
法人名
代表者名
電話番号
担当者名
(事業所・施設名：)

(印)

介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業費補助金交付申請書

平成 年度介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業の着手及び完了の予定期日
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 2 交付申請額 円（相談回数 回）
- 3 添付書類
(1) 社会保険労務士に相談する前の就業規則
(2) 役員等氏名一覧表（第1号様式付表）
- 4 補助金振込先

金融機関名		支店名	
よきんめいぎにん 預金名義人			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	

第1号様式 付表

役員等氏名一覧表

平成 年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H .		
			T S H .		
			T S H .		
			T S H .		
			T S H .		
			T S H .		
			T S H .		
			T S H .		
			T S H .		
			T S H .		

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

団体名

代表者氏名



第2号様式（第7条関係）

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名



介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付で交付決定を受けた介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業補助金に係る介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業を次のとおり変更（中止、廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止、廃止）の内容

事業の内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

2 変更（中止、廃止）の理由

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名



介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業補助金に係る補助事業の実績を、次のとおり報告します。

1 事業実績

社会保険労務士相談日 第1回 年 月 日
第2回 年 月 日

2 収支実績

社会保険労務士への支払実績 第1回 金 _____ 円
第2回 金 _____ 円

(添付書類)

- (1) 社会保険労務士相談証明書
- (2) 社会保険労務士費用支払証明書
- (3) キャリアパス要件に即した就業規則
- (4) 介護職員処遇改善加算届出書の写し

第3-1号様式（第9条関係）

神奈川県知事 殿

相談証明書

下記事業者からの介護職員処遇改善加算のキャリアパス要件に伴う就業規則の策定等の相談に応じた事を証します。

事業所（法人）名 _____

事業所（法人）所在地 _____

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(社会保険労務士)